

21世紀における地域対応

『外国人研修生受け入れに向けて』の提唱

—内なる国際化をめざして—

平成3年10月

香川経済同友会

目 次

はじめに	2 頁
1. 外国人労働者に対する国の基本方針	3 頁
2. 香川県における人手不足の現状	4 頁
3. 提言〔1〕	7 頁
外国人研修生に関する企業のための相談窓口の設置	
4. 提言〔2〕	7 頁
外国人研修生受け入れに行政の支援を	
1) 受け入れ施設	
2) 研修センター	
3) 行政による援助	
①研修生受け入れの必要性	7 頁
②提言の具体的内容	9 頁
おわりに	11 頁
外人労働問題特別委員会委員名簿	12 頁

四国における外国人の採用・受け入れ状況

	香川県	徳島県	愛媛県	高知県	合 計
回 収 企 業 数	131	57	137	45	370
製 造 業	120	49	120	37	326
流 通 業	10	8	15	8	41
そ の 他	1	—	2	—	3
外国人の採用・受け入れ企業数	12	8	9	4	33
就 労 者	4	3	4	4	15
研 修 生	8	5	6	—	19
外国人の採用・受け入れ企業比率	9.2	14.0	6.6	8.9	8.9

資料) 四国通商産業局、「四国地域における外国人の採用・受け入れの実態について」

〔はじめに〕

労働力不足が叫ばれるようになって久しいが、今後この状況は経済循環にかかわらず21世紀前半にまで及ぶ超長期的なものであるとの報告もあり、企業における人材活用の在り方が改めて問われている。女性、高齢者の活用はもちろんのこと、それでもなお不足する労働力の補填を外国人労働者で、との期待は中小企業を中心に年々高まっている。

一方、国民の外国人労働者に対する意識も確実に変化しており、総理府世論調査において「単純労働者の入国・就労を容認する者が7割強」も存在していることから明らかである。

企業の経営努力にもかかわらず、将来長きに渡って労働力確保が困難な状況が続くと予想され、かつ内なる国際交流を進めようとする国民全体の考え方が高まり、また先進国としての責務が問われるなか、今後日本は否が応でも外国人労働者に対して開国政策を進めていかなければならないであろう。

かかる視点より香川経済同友会では外人労働問題特別委員会を中心として、企業経営者の立場から外国人労働者についての議論を重ねてきたが、なかでも長期的観点から「研修生」の受け入れについて行政の支援を得るべく、ここに提言するものである。

平成3年10月

香川経済同友会
代表幹事 多田野 康雄
代表幹事 丸山 修
外人労働問題
特別委員長 漆原和義

1. 外国人労働者に対する国の基本方針

近年、日本経済の好況と人手不足を背景に外国人労働者の流入は急速に増加し、昨年6月末の外国人登録者数は、5年前の22.3%増で100万人にも膨れ上がった。

このような状況に対して政府は単純労働者の受け入れは認めておらず、日系二世・三世等活動制限のない在留資格を有する外国人を除いては、専門技術・知識を有する外国人のみを受け入れるという一貫した態度をとってきている。しかし、一方で不法就労者は増大してきており、これに対処すべく法務省は昨年6月「出入国管理及び難民認定法」（以下入管法）を改正し、これを関係省庁（法務省、外務省、労働省、通産省）の統一見解とした。改正の要点は、①外国人在留資格の整備と枠拡大（18種類→28種類）、②不法就労者の雇用主及びブローカーに対する「不法就労助長罪」の新設、③入国審査基準の明確化と迅速化、であった。

この入管法の改正を受けて「研修」に関する審査基準を明確にし、中小企業協同組合、商工会議所、商工会等が実施する研修の場合にのみ企業規模ごとに四段階の基準を新設した。（表1参照）

〔表1〕

受け入れ機関の 常勤職員数	3— 50人	51— 100人	101— 200人	201— 300人
研修生の受け入れ人数	3人	6人	10人	15人

現在政府は、開発途上国の技能者養成、技術援助、雇用創出、相互理解という観点から外国人研修の規模拡大を推進している。先般、新聞報道によると政府は一年間の「研修」修了後、技能検定試験の合格者については、1～2年程度の就労を認める方向で検討するとされている。これとともに、①外国の研修受講者等に関する情報の収集・提供、②入国・在留手続きに関する助言・援助、③研修の実施状況に関する資料の収集並びに教材、指導書等の開発・刊行、④安全衛生の確保及び民間保険加

入に関する助言・援助、⑤公共職業訓練施設等の利用及び技能評価に関する援助、⑥帰国促進に関する助言及び帰国後の就業状況に関する調査・研究、⑦講演会及びセミナーの開催等広報、啓発活動等々の業務を行うことを目的とした『(財)国際研修協力機構』の設立を本年10月を目途として決定している。

2. 香川県における人手不足の現状

香川県における有効求人倍率は瀬戸大橋開通以降著しく上昇し、今年7月時点で2.4倍と全国平均より高い数値を示しており、労働力不足が極めて深刻であることを裏付けている。こういった現状を打開すべく県内企業は高齢者・女性の労働力を積極的に活用しているが、雇用開発は既に限界ともいわれている。

香川における労働力不足の根本的な問題は、若年層人口の減少と他県への流出である。加えて、当県は全国有数の高齢化県であることから、企業努力とは無関係に労働力確保が極めて困難な状況にある。特に3Kといわれる業種においては新規就業者数が減少し、若年層の就業は皆無に等しい企業もあるなど、人手不足による労務倒産をも招き兼ねない危機的状況にある。

以下は県内で人手が不足しているという業界についてヒアリングし、まとめたものであるが、ここに挙げられない多くの業界でも同様の状況が予測される。

●ケース1：手袋業界

手袋産業は香川県の代表的地場産業であり、衣服用革手袋は全国生産の97%、スポーツ用革手袋は89%ものシェアを占めている。県内事業所数は456社、従業員（常雇用）は約4,500人余りで、1事業所当り平均従業員数は約10人と家内工業的生産形態をとる企業も多い。

中小企業が多く、その生産形態が労働集約型であることから手袋業界

における若手労働者の新規採用は非常に困難な状況である。手袋業界では慢性的な人手不足に陥っているが、主にパート雇用で補完しており、フレックスタイムの導入等の制度改革にも努めている。それは小規模事業所になるほど多く、30名以下の事業所におけるパートタイマーの構成比率は98.7%にもものぼる。

しかし、手袋製造は技術的に機械化が困難な分野だけに各々の熟練工の技術に多分に頼っており、熟練工の高齢化・減少が生産工程に及ぼす影響は甚大である。熟練工の技術はパートタイマーで補完できない部分も多く、若手熟練工の養成が急務の課題となっている。

手袋業界では数社の企業が海外の子会社で働いた経験のある外国人を研修生として産地に受け入れ、技術者として養成する試みを行っているが、これらの研修生に対する雇用主の評価は高く、研修生への期待が高まっている。

●ケース2：観光業界

瀬戸大橋の開通に伴い観光業界は活況を呈した反面、同時に深刻な人手不足が発生した。県内のホテルでは就労制限のない日系人を積極的に雇い入れ急場を凌ぐといった例も見られるが、半年後にはより高い給料を求めて半数以上が辞めてしまっている。それでもなお、操業継続のために再び日系人を雇い入れる計画であるという状況である。

●ケース3：缶詰業界

缶詰業界はいわゆる3K産業といわれ人手不足の類に漏れない業種である。香川県においては9事業所あり、499人が就業しており、1事業所当たり平均従業員数が55.4人で香川県内では比較的多く、女性労働者が8割を占めているのが特徴的である。手袋産業と同じくパート雇用で人手を補っているが、現状の倍の労働力を必要としており容易に解決し難い状況である。

●ケース4：プラスチックフィルム製造・加工業界

四国24社のうち15社が香川県にあり、製品の殆どを他県に供給してお

り輸出県の異名をとるほどである。その製造・加工過程の事情により、昼夜休みなく機械を稼働させる必要があり、交替制で勤務しており、こういった勤務体制を理由に若手労働者の就職希望は非常に少なく、業界の下請け企業の状況は更に深刻である。

外国人単純労働者の受け入れは、ややもすると、我が国の労働者の賃金や労働時間などの労働条件の向上を妨げたり、企業の生産性向上努力が弱まることにより産業構造の改善を阻害することも懸念され、また日本人の就きたがらない職種へ外国人を導入するという国際的批判をもたらすなどの問題も指摘されており、慎重な対応が求められているところである。

なお、欧米諸国の事例はというと、1950年代以降、労働力確保のため外国人単純労働者を積極的に受け入れたが、石油危機後の不況の長期化等により外国人単純労働者の失業者が増え、その社会保障、家族呼び寄せによる住宅、医療、二世の教育問題等新たな社会負担が生じ、1970年代には、外国人単純労働者の新規受け入れ禁止を打ち出し、1980年代では、帰国促進施策を講じ外国人単純労働者の削減を行っている。現在各国とも受け入れ規制を強化する方向に政策転換している。

外国人研修制度は、主に発展途上国内で修得できない我が国の技術、技能、知識を研修を通して移転し、能力開発の場を我が国内で提供する民間レベルの国際協力を目的としたものであり、外国人研修生は労働者とは異なるため、就労は禁止されている。この研修で実務研修を行う場合、座学研修は総研修時間の3分の1以上求められ、残業もできないこととなっている。したがって、入管法の趣旨に沿う真の国際協力を目指した研修でないと、法務省入国管理局から研修と認められず、安易な人手不足対策として位置付けるには、現行制度上困難な問題がある。

3. 提言〔1〕

外国人研修生に関する企業のための相談窓口の設置

香川県においても、研修生の受け入れは確実に進展しており、現時点で受け入れ経験はないが今後積極化したいという企業も少なくない。

しかし、現実にはそのノウハウの蓄積が充分でないために受け入れられない場合も多く、外国人研修生に関する相談窓口の設置を要望する声は大きい。

既に新聞紙上で報道されている現県立図書館が空港跡地に移転後の活用の一つとして国際交流拠点として構築するとの案があるが、県・市間の協議を促進して早急に本案が具体化されその一コーナーに財団法人国際研修協力機構に対応されるごとき窓口を設置されることを望むものである。

窓口の機能として考えられるのは、①外国人研修生に関する情報提供、仲介業務、②受け入れ準備に関する助言及び受け入れ後の企業相談窓口等で、企業が円滑にかつ適正に外国人研修生を受け入れることができるよう行政も側面から支援することが必要と思われる。

4. 提言〔2〕

外国人研修生受け入れに行政の支援を

- 1) 受け入れ施設
- 2) 研修センター
- 3) 行政による援助

①研修生受け入れの必要性

先述の通り政府は研修制度の拡大と受け入れ体制の整備を推進している。この動きに併せて地方自治体が研修生受け入れをバックアップするケースが見られるようになった。一例として、埼玉県は今年1月より中国から研修生を受け入れ、県内企業に派遣し実技研修を行っている。こ

の他鹿児島県、富山県等でも受け入れ支援策を講じており、このような動きは今後全国的な拡がりを見せるものと思われる。

(1) 人手不足の緩和

今後人手不足緩和のためにより実効ある方策として、研修制度の拡大と受け入れ体制の整備がある。

また、労働力確保の策を尽くした企業にとっては研修制度は残された唯一の道といっても過言ではなく環境さえ整えば研修生を受け入れたいという声は非常に大きい。

(2) 途上国への技術移転

今や経済大国となった日本に対する途上国の経済支援の期待は多大であり、殊に技術移転及び人材育成面での貢献が強く要請されている。研修制度は元来そういった途上国の人材育成のニーズに応え、OJTによる技術修得を目的としているものである。

しかし一部企業における不法就労のかくれミノになる恐れもあり、研修生受け入れに関しても政府は慎重な態度をとってきている。そのために法的制約によって中小零細企業への受け入れが困難となっている。

研修制度が本来の目的を達成し、途上国への技術支援としてより実効あるものにするためにも受け入れの体制整備、規模拡大が望まれる。また、研修生の受け入れは、好景気を背景とした単なる労働力不足の補填と考えるのではなく途上国の経済発展の一翼を担う先進国の責務という視点で中長期的に検討していかなければならない。

(3) 内なる国際化

経済成長とともに日本の国際化は目ざましく進展し、国際交流は国レベルから地域レベルへ、その主体は公的機関・企業から民間人へ、モノ・カネの交流から人的交流へと変遷してきた。

しかし貿易、海外旅行・留学等の例をみてもわかるようにその多くは諸外国へ流出する国際化であり、日本へ流入する国際化は他先進諸国に比べて遅れていることは否めない。

また、政治・経済・文化等の分野においても日本人の国際感覚の欠如を指摘されることも少なくなく、「国際化」に対する意識変革を問われている。

現在国民の外国人労働者に対する認識はその立場によって様々であるが、不法就労者のイメージとも相まって多くは彼らの受け入れに対して何らかの抵抗感を示しており、消極的態度をとっている。

しかし真の国際化とは異文化交流によって始まるものであり、しかも異質のものを受容することによって実現される。途上国との経済的格差があり、我が国が自由経済を標榜している以上途上国からの「ひと」の流入は回避できるものではない。ならば、これに前向きに対処し外国人労働者に対する国民のコンセンサスを得ることが必要ではないだろうか。

②提言の具体的内容

1) 受け入れ施設

現在研修生の受け入れは、個々の企業が独自の判断に基づき運営・管理しているケースが多く、一部の研修生が就労者となっている実態もこういった背景から発生しているものと思われる。

また、研修生を受け入れる要件として「受け入れ機関の合弁企業または現地法人の職員」、「受け入れ機関と引き続き1年以上の取引実績がある等の機関の職員」を研修生とすること、「研修生の数が常勤職員の20分の1以下である」こと等が義務づけられているが、中小零細企業にとっては受け入れ資格がない場合が多く、大半の中小企業者は受け入れられないのが実情である。

しかし、国または地方公共団体が助成・指導する研修事業については表1に示したように受け入れ枠の拡大等が図られたところであり、また研修がより適正に行われるためにも行政のバックアップは不可欠と考えられる。

受け入れ体制を整備するためにも以下の条件を提言する。

- ①各事業共同組合等が研修生の受け入れ窓口となり、研修全般の運営・管理にあたるが行政は適正かつ全般的な支援を行う。
- ②財団法人国際研修協力機構等を通じて研修生の選出等派遣元国の自治体と連携して行う。
- ③入管法で定める「座学研修」（研修全体の3分の1）については、行政はその運営についてバックアップする。
- ④実務研修（研修全体の3分の2）は事業協同組合等と協力して各企業において実施する。
- ⑤研修後、研修生が修得した技術が派遣元国においてより効果的に実践されるように派遣元国の自治体がフォローする。
- ⑥最終的には、県勤労人口の0.1%に相当する600人を西讃・高松・東讃の3地区に均等に受け入れることを目標とする。
- ⑦行政は研修生と地域住民との交流を推進し、住民の理解を広め、研修生がより円滑に地域に溶け込めるように支援する。

2) 研修センター

●「研修センター」は少なくとも以下の機能をもつ施設とする。

- ①研修生のための宿泊施設
- ②座学研修の場

集団研修を行い、かつ各企業における実務研修前のオリエンテーション等を行う。

- ③相談窓口

研修期間におけるトラブルへの対処、研修生のフォロー等、企業及び研修生の窓口となる。

●将来「研修センター」は西讃・高松・東讃に各々独立した施設として設置するのが望ましいが、それまでの経過期間においては企業の社員寮を開放したり、職業訓練施設等の公共施設を利用するなどして対応することが必要と思われる。

3) 行政による援助

上記の研修センターの設置とか、研修生の渡航費・生活費・住宅費・医療費等の負担、また労災等の保障等々は受け入れ企業が主体となって行うが、行政も全般的に指導支援されることが望まれる。

[おわりに]

外人労働問題特別委員会では、発足当初より勉強会及び討議を重ねてきたが、参考までにその主たる活動を以下に記録する。

- 1) 平成2年 5月30日：第一回外人労働問題特別委員会を開催し、問題提起を行い、委員会の方向づけについて検討した。
- 2) 平成2年 7月16日：第二回外人労働問題特別委員会を開催し、高松入国管理局より改正入管法についての説明を受けた。
- 3) 平成2年 12月17日：手袋業界についてのヒアリングを行った。
- 4) 平成3年 3月15日：缶詰業界についてのヒアリングを行った。
- 5) 平成3年 6月24日：第三回外人労働問題特別委員会を開催し、提言スケルトンについて審議した。
- 6) 平成3年 7月4日：プラスチックフィルム製造・加工業界についてのヒアリングを行った。

最後に、本提言をまとめるにあたってひとかたならぬご指導・ご協力を頂いた多くの方々に、ここに心から感謝を申しあげたい。

本提言が香川県の発展に些少なりとも寄与すれば幸いである。

香川経済同友会「外人労働問題特別委員会」名簿

[代表幹事]	多田野康雄 丸山 修	(株)タダノ 代表取締役会長 南海プライウッド(株) 代表取締役社長
[委員長]	漆原 和義	(株)ウルシハラ 代表取締役社長
[副委員長]	木村大三郎	トヨタビスタ香川(株) 代表取締役社長
[幹事]	大矢根捷人	(株)大矢根利器製作所 代表取締役社長
	香西 薫	(株)香西鉄工所 専務取締役
	富家 靖輔	泉鋼業(株) 代表取締役社長
	友國 誉富	(株)トモクニ 代表取締役
	山本 宏	日本興業(株) 取締役総務部長
[委員]	市場 忠義	(株)イチーナ 代表取締役
	上村 豊	(株)ユーミック 代表取締役社長
	岡田 隆秀	岡田食品工業(株) 代表取締役社長
	四角 健一	讃岐開発(株) 常務取締役
	杉上 茂樹	杉上建機(株) 代表取締役
	田中 卓	田中鉄工(株) 代表取締役社長
	富永 京子	(有)リングスツール 代表取締役
	新谷 覚一	ハウス美装工業(株) 代表取締役社長
	馬場 泰明	三馬食品(株) 代表取締役
	松岡 春一	松岡手袋(株) 代表取締役
	吉田 幸三	ヨークス(株) 代表取締役
	吉田 武夫	吉田樹脂化学(株) 代表取締役会長
[事務局]	石丸 尚志	香川経済同友会 常任幹事事務局長
	槌谷 雅子	香川経済同友会 調査主事

21世紀における地域対応
『外国人研修生受け入れに向けて』の提唱
—内なる国際化をめざして—

平成 3 年 10 月 19 日発行

発 行 香川経済同友会

常任幹事 石 丸 尚 志
事務局長

〒760 高松市丸の内 2 番 5 号

ヨンデビル別館 3 階

TEL 0878-21-8754

FAX 0878-23-1160